市民の声（4 月分）

意見 1	H28.4.8 受動喫煙の防止について 『健康増進法』に受動喫煙の防止が定められてから十数年が経過しますが、 袖ケ浦市ではまだ十分に行われていないと思います。公会堂，自治会館での集会中に喫煙する人が多い。 社会に出ると、駅，公共施設，会社等では徹底されているにも拘らず、地元へ戻るとその気配りが出来ていません。 法の第二十五条の多くの人が集まる集会場での受動喫煙の防止は「禁煙」を徹底させて下さい。喫煙は外へ出て行う。 家ではホタル族に為れても、集会場では喫煙する人も居るのだと思います。 市から自治会，支部等に強く指示して「受動喫煙の防止」を推し進めて下さい。 また、広報などでも強く報じて下さい。 袖ケ浦市は健康支援に強く取り組んでいると思っています。 市民の健康増進を促進することは、財政面からも意味あることと思います。 施策を進めて下さい。 以上よろしくお願いいたします。
回答	H28.4.28　担当課　市民活動支援課 ご意見のありました受動喫煙についてでございますが、ご指摘にもありますように、健康増進法では、多数の人が利用する施設について、施設の管理者は受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めることが規定されております。 喫煙及び受動喫煙は、肺がんやＣＯＰＤ等の呼吸器疾患等の原因になり、健康に大きな影響を与えます。市では、受動喫煙に関する正しい知識の普及及び啓発を各種相談や訪問、がん検診会場等で実施しており、引き続き今後も広報紙等で周知を行ってまいります。 また、自治会館等につきましては、地元区・自治会等で施設を管理しているため、今後、回覧等により受動喫煙の防止を働きかけたいと考えておりますので、ご理解くださるようお願いします。 この度は、貴重なご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。
意見 2	H28.4.26 私は、鳥好きで野鳥が庭で水を飲んだり、砂浴びしたり羽根繕いするのを見るのが好きだ。だから鳥を襲う猫が大嫌いである。庭で遊ばせていたヒヨコが一瞬のスキに猫に襲われたこと、籠で飼育していた５羽のセキセイインコが襲われた経験がある。猫は自慢気に獲物のネズミ、スズメ、燕などを飼い主に見せに来ると聞く。また、物置に侵入し、犬のペットフードの袋からペットフードを食べられる被害を受けたりもした。最近でもノラ猫風の小さいメスと体格の良い飼い猫風の大きなオスのカップルに子猫を出産されたり（市が引き取り）、大迷惑している。猫が比較的大型の鳥であるカモやカツオドリも襲うことが知られている（インターネット）。 鳥たちの楽園であった袖ケ浦公園が今やその面影がなく、猫１００匹の公園、袖ヶ

	浦公園、袖ヶ浦市（猫じゃら市）と言われているようです。市民の声（H25.10.18）で市は、「猫は動物愛護法により保護されているため捕獲できないことから」と説明しているが全くの不勉強だと思います。引き取った猫も貰い手がなければ殺処分ではないですか。鳥たちの楽園を復活するため水鳥その他の野鳥を捕食する猫を直ちに捕獲すべきだと思います。でないと、千葉県動物の愛護及び管理に関する条例により、猫の所有者又は占有者は、自己の所有に係るものであることを明らかにするため所有者の氏名、連絡先の名札やマイクロチップを装着その他の措置を講ずることや屋内飼養が求められている。袖ヶ浦公園に住む猫はもはや所有者は公園管理者の袖ヶ浦市なのだから、市がマイクロチップ装着や猫飼育場が求められることになる。貴重な市税は使えません。近くの公園や道路でも猫をみかけます（名札など見たこともない）。年数回の猫捕獲を実施してください。 　私は実際、庭で柵をしてアヒルを飼っている。体格の良い飼い猫風の若い元気な猫が侵入することがある。追い立てると４ｍ近い柵もジャンプしこれ見よがしに逃げていく。猫は、本質的にトラやライオンなど同じ捕食者なので庭に侵入されるのは本当に嫌です。物置に追い込むことはできそうなので、連絡しますので侵入猫を市の方で捕獲してください。
回答	H28.5.16　担当課　都市整備課・環境管理課 　　日頃より公園をご利用いただきありがとうございます。 　袖ケ浦公園は上池を始め園内の遊漁池等には多くの鳥たちがおり、来園者の皆さまにも楽しんでいただけていることと思います。また、〇〇様のご意見にもございます袖ケ浦公園の猫についてですが、メディア等に公園の捨て猫が取り上げられたこともあり、猫が多くいる公園として広まってしまいました。 　このような状況において市では、これ以上猫の遺棄が増えないようボランティア団体の協力も得ながら、遺棄防止の警告看板の設置や夜間パトロールを実施しております。また、公園内のほぼ全ての猫に不妊去勢手術が施されておりますので、これ以上繁殖することはなく、ピーク時には１３０匹いた猫ですが現在では８５匹まで減っております。今年度においては、防犯カメラの設置や園内の見通しをよくするための樹木の剪定、警告看板の設置及び夜間パトロールも引き続き行い、公園内の猫をさらに減らすよう努力してまいります。 　また、公園の猫にマイクロチップを取り付けないかとのことですが、公園にいる猫は飼い猫ではないため、マイクロチップを装着する考えはございません。 　　なお、猫の捕獲につきましては、動物愛護法により愛護動物を傷つけたりすることが禁止されているため、保護以外の目的で捕獲することができません。市では引き続き遺棄防止のための取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解の程お願い申し上げます。
意見３	H28.4.26 　昨年にふれあいトークを開催していただいた者です。 　先月、子育て支援課から送付いただいた資料で公立幼稚園統合を知り、驚きと同時に私たちの声を汲み取っていただけた事、大変嬉しく思いました。

	全国的に公立幼稚園が減らされていく中、袖ケ浦は一園でも残していただけた事は本当にありがたいです。 統合について、今後入園予定の友人知人に話すと、喜ぶ人、怒る人実に様々な反応で、市政の難しさを感じますが、少なくとも私には公立幼稚園を希望する市民にとっても最善の策を模索していただけたと感じました。 本当に感謝しております。 ただ、ただ、一点だけお願いがあります！！ 中川幼稚園への30年度の統合に当たり、29年度入園（今年の10月募集）の募集枠が。中川と今井合わせて105名になるという点で、抽選になるのではないか？と、29年入園希望の保護者は非常に心配しております。 29年度入園の子供たちは、すでに私立の3年保育を見送り、言わば公立幼稚園大気の状態なので、夏の説明会で中川への統合が発表されたとしても、方向転換をされる方は少ないと思われます。抽選が今までも行われてはいましたが、従来の抽選と、突然、今井と中川合わせて105名の半分の募集によっての抽選では事情が異なる気がします。 ただ、抽選になるか否かは10月の募集でふたを開けてみないとわからないので難しいとは思いますが… ①ふたを開けてみて抽選にならない人数であれば、予定通り30年度の統合で問題ありません！ ②105名をオーバーした場合は統合を1年延期してはいただけないでしょうか。（今年公表して、31年度の統合が一番スムーズな移行になるかと思います。） ③30年度の統合が延期不可能であれば… ☆オーバーした人数が2～3名の場合 統合前の年中は今井、中川別々なので、受け入れ可能。転勤や住宅購入などで数名は減ることが予測されるので、統合までに調整を図る。 ☆調整不可または大幅な定員オーバー（10名程度）の場合 統合と同時にできる子ども園の年長クラス（幼稚部）への編入希望者を募る。（入園金免除、今井の制服可） 親が中川まで行く車がない家庭や、給食を希望する家などはありがたいと思います。 上記を学校教育課の担当の方へも提案させていただいているので、移行年度の対処として、是非ご検討いただければ幸いです。 次から次へと要望が尽きず恐縮ですが、どうか統合により涙する親子がいませんように… 来年の春、希望者全員が笑顔で入園式を迎えられればと願ってます。
回答	H28.5.20　担当課　学校教育課 本市では、平成２６年度に策定した「子育て応援プラン」に基づき、人口の増減など地域の実情を勘案しつつ、多様な市民ニーズに対応した教育・保育サービスの提供体制を整えるため、昨年度、子ども・子育て支援会議や総合教育会議等において、袖ケ浦市の幼児教育・保育の取組みについて議論を重ねてまいりました。 そのなかで市立幼稚園（今井幼稚園と中川幼稚園の２園）については、入園者数が継続的に施設定員を下回り減少傾向が続いていることや、今井幼稚園の施設の老朽化

	といった課題がみられることから、検討を行った結果、市立幼稚園２園を統合し、耐震改修済みの中川幼稚園を活用した１幼稚園体制で運営していくことといたしました。 　〇〇様をはじめ、今後、市立幼稚園への入園をご検討いただいている保護者の皆様にはご心配をおかけしているところですが、幼稚園の統合時期につきましては、当初の計画で平成３０年度からとしておりましたところ、これを一年延期し、平成３１年度の統合開始へと計画を変更させていただいております。以下、その理由について述べさせていただきます。 　１点目は、平成２９年度入園希望者が当初の想定を超過する可能性があることについてです。 　来年度の入園対象者数（現在の３歳児の人数）が、今年度の同年齢の子どもと比較して多いこと、また、４月末に総務省から公表された昨年度の人口移動の状況報告から０～４歳児の転入者数が転出者数よりも多い状況（転入超過）であることなど状況の変化が見られました。本市の街づくりや子育て施策の効果の表れともいえるこのような状況を踏まえまして、改めて入園者の推計を精査しましたところ、２９年度の入園募集（年少）においては、入園希望者が募集定員の１０５名を超過する可能性が出てまいりました。 　２点目は、入園希望者が募集定員を超過した場合の対応についてです。 　平成２９年度の入園希望者が募集定員を超過した場合、過去の例に倣い抽選が行われることとなりますと、入園が叶わなかった場合の選択肢が私立幼稚園の２年保育などに限定されるなど、影響が大きいと考えられます。 　また、抽選を実施せず、幼稚園設置基準で定められている１学級３５人の原則を超えて希望者の受け入れを行うことも考えられますが、統合による保育環境の変化による園児の負担や、保育の安全面などを考慮しますと、基準を超過しての受け入れは困難であると言わざるを得ない状況です。 　このような状況の変化を総合的に検討した結果、統合時期を一年延期し、平成３１年度統合とすることとしております。 　統合時期を一年延期することにより、平成２９年度入園希望者は抽選が回避され、また、３０年度入園希望者においては、私立幼稚園の３年保育や、３０年度に昭和地区に開設を予定している民設認定こども園の２年保育を選択するなどの多様な選択肢を検討できる期間が確保されることから、より円滑に１幼稚園体制への移行が図られるものと考えております。 　なお、幼稚園の統合を含めた本市の幼児教育・保育の取組みについては、広報そでがうら６月１日号やホームページ等でお知らせするとともに、７月には市内３会場で説明会を開催するなど、市民の皆様への周知に努めてまいります。 このたびは市立幼稚園の統合に関しまして、貴重なご提案をいただきありがとうございました。今後とも、本市の幼児教育・保育の取組みについて市民の皆さまにご満足いただけるよう努めてまいりますので、ご理解くださるようお願いいたします。